

労働徳島

No.118

令和4年3月4日発行

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2346 FAX 088-621-2852 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>



REPORT

11 / 19

第46回徳島県職業能力開発促進大会を開催しました！

令和3年11月19日（金）中央テクノスクール・ろうきんホールにおいて、第46回徳島県職業能力開発促進大会を徳島県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、徳島県職業能力開発協会、徳島県技能士会連合会の共催により開催しました。

大会では、長年にわたり技能検定の円滑な実施に貢献された技能検定功労者、技能検定で優秀な成績を収められた優秀技能士及び若年者技能競技大会入賞者に表彰状を授与しました。

また、厚生労働大臣表彰等を受賞された方を本大会でご紹介するとともに、県内の優秀な若年技能者で後進育成に積極的に取り組まれている方を阿波のヤングマイスターとして認定しました。

さらに、徳島県職業能力開発協会会長表彰を行いました。



徳島県知事表彰1級優秀技能士

（左から）月生 透さん・中倉 悠也さん・（知事）・松本 周平さん

CONTENTS ▶▶

| | | | |
|--------------------------------|---|-----------------------------|---|
| 第46回徳島県職業能力開発促進大会 | 1 | 徳島県就職情報・相談窓口のご案内 | 5 |
| 令和3年度徳島県若年者技能競技大会、第59回技能五輪全国大会 | 2 | 改正育児・介護休業法① | 6 |
| はぐくみ支援企業認証、はぐくみ支援表彰企業をHPにて紹介 | 3 | 改正育児・介護休業法② | 7 |
| 「とくしま働き方フォーラム2022」を開催しました！ | 4 | 4月から職場環境に関する法律等で改正・施行されるのは？ | 8 |

REPORT

令和3年度「徳島県若年者技能競技大会」を開催しました！



令和3年10月9日(土)、16日(土)、23日(土)、30日(土)、11月7日(日)に、徳島県若年者技能競技大会を開催しました。

若年者技能競技大会は、若年者のものづくり技能に対する意識、技能の向上に資する取組みとして、県内の事業所、職業能力開発施設や専門学校、工業高等学校等の若年者を対象に平成28年度から開催しており、今年度は、洋菓子製造、美容、機械、溶接、左官、金属塗装、建築大工の7種目に89名が参加しました。

各競技の受賞者は、11月19日(金)中央テクノスクール・ろうきんホールで行われた第46回徳島県職業能力開発促進大会において表彰授与されました。(★1ページ参照)



12/17~12/20

第59回技能五輪全国大会で徳島県選手団が敢闘賞を受賞しました！

令和3年12月17日~20日にかけて、東京ビッグサイトを始め計14会場にて開催された、『第59回技能五輪全国大会』にて「後藤生帆氏」、「近藤虎太郎氏」(ともに専修学校徳島県美容学校)が美容職種において敢闘賞を受賞されました。

本大会は、全国から選抜された原則23歳以下の青年技能者が一堂に会し、技能の日本一を競う大会です。徳島県選手団の入賞は、平成21年以来、12年ぶりの快挙となります。



【壮行会の様子】



【競技中の様子】



徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！



徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

最近の認証企業一覧

新たに認証された子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業（団体）です。

| 企業名 | 業種 | 企業名 | 業種 |
|------------|--------|--------------------|-------------------|
| 医療法人慈成会 | 医療業 | 有限会社 四国エレファント工業 | 貯水槽清掃 配水管つまり修繕 |
| 徳島空港ビル株式会社 | 不動産賃貸業 | 協同組合 徳島県旅行業協会 | サービス業 |

はぐくみ支援企業の認証を取得して、イメージアップをしてみませんか？
年度末には、特に優れた取組を行った「はぐくみ支援企業」を知事が表彰します。

応募方法

次の書類を、県労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参、電子申請いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書 ● 「一般事業主行動計画」の写し
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

▼ ご応募・お問い合わせ先 ▼

郵送

持参

〒770-8570 徳島市万代町1-1

TEL：088-621-2344

電子申請

徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当 FAX：088-621-2852

INFO

「はぐくみ支援企業」表彰された企業の取組内容を 県ホームページにて紹介しています！



「はぐくみ支援企業」のうち、特に優れた取組を行った企業を知事が表彰します。

県ホームページにおいて、これまで表彰された企業のうち、一部の取組内容を紹介させていただいています。是非チェックを！

「子育てと仕事の両立」に取り組んで、
知事表彰された企業さんだよ！見てみてね☆彡



【県ホームページ】
「はぐくみ支援企業」表彰された企業のご紹介

REPORT

2 / 10

「とくしま働き方フォーラム2022」を開催しました！

令和4年2月10日（木）、「とくしま働き方フォーラム2022」と題して、田澤由利氏の特別講演や徳島労働局と共同開催のワークショップなどを開催しました。

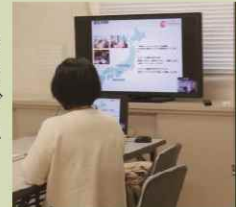
01 とくしまテレワーク講座修了式

新しい働き方を実現できる徳島を目指し、テレワークについて総合的に学ぶ「とくしまテレワーク講座」の本年度修了証書授与式を開催しました。



02 在宅ワークマッチング

県内で養成されたテレワーカーのマッチングイベントを行いました。



03 田澤由利氏 特別講演「ポストコロナ時代のテレワーク 企業が、働く人が、地域が目指すべきこと」



テレワークの第一人者・田澤由利氏(株式会社テレワークマネジメント/株式会社ワイズスタッフ代表取締役)をお迎えし、最新の「働き方」や「目指すべきこと」について語っていただきました。バーチャルオフィスツールのデモなどもあり、楽しく学んでいただくことができました。

徳島労働局 共催企画

04 「ワークスタイル・イノベーションを考える！」

参加者それぞれが、自社の課題解決のためのワークショップや相談会に参加し、情報収集しました。(徳島労働局/徳島働き方改革推進支援センター/とくしまスマートライフショーケース/テレワークセンター徳島)



05 テレワークサポーターズ企業による オンライン展示&商談会

7社の「とくしまテレワークサポーターズ企業」とオンラインでつなぎ、各種ツール等について紹介してもらいました。



INFORMATION

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyō.taisyokukin.go.jp/>

INFO

徳島県就職情報・相談窓口のご案内

■ ジョブナビとくしま(徳島県就職支援情報サイト)

「ジョブナビとくしま」は、徳島県が管理・運営する就職支援情報サイトです。
UIターン希望者と即戦力人材を求める県内企業とのマッチングの支援を行うほか、
「ジョブカフェとくしま」などの若年者等就職相談窓口やイベント・セミナー情報、徳島県
の企業情報などを提供しています。



<https://jobnavi-tokushima.jp/>

■ 駅のハローワーク／とくしまジョブステーション／ジョブカフェとくしま

駅のハローワーク

「一般求職者コーナー」、新卒者向けの「徳島新卒応援ハローワーク」、子育てをしながら仕事探しをされる方向けの「マザーズコーナーとくしま」があります。
※雇用保険の受給手続きや職業訓練の申込み、事業主の方の行う諸手続きは、お取り扱いしておりません。

とくしまジョブステーション

併設の駅のハローワークと連携し、就労支援から就職紹介までワンストップで提供しています。
特に、徳島県へのUIターン就職に関する情報提供を行っています。

■ ジョブカフェとくしま(徳島県若年者就職サポートセンター ★とくしまジョブステーション内にあり)

概ね45歳未満の若年者等の方を対象に職業相談、適性診断、各種セミナー等を行います。

徳島市寺島本町西1丁目61番地 徳島駅クレメントプラザ5階(3カ所とも同フロア)

■ 地域若者サポートステーション(就職氷河期世代も含む)

働くことを希望している15歳～39歳と40歳代無業者及びその家族を対象に、キャリアコンサルタント等専門
スタッフによる個別相談の他、職業適性検査等、各種講座や職場実習等を行っています。
※職業のあっせんは行っておりません。

とくしま地域若者サポートステーション

・徳島市寺島本町西1-7-1 徳島駅前171ビル1階
・TEL: 088-602-0553 ・FAX: 088-625-3530

あわ地域若者サポートステーション

・阿波市吉野町西条字大内18-1 吉野中央公民館2階
・TEL: 088-637-7553 ・FAX: 088-696-2510



<http://www.toku-sapo.com/>

■ すだちくんハローワーク

国のハローワーク求人情報の検索端末も設置

製造業を中心とした「技能・技術者」の職業紹介や職業相談、外国出身の方の就職支援等を実施しています。

・徳島県徳島市南末広町23-64
徳島県立中央テクノスクール・ろうきんホール内
・TEL: 088-622-2212 ・FAX: 088-622-2214

他にも各相談窓口については、
「ジョブナビとくしま」HPを
ご確認ください！



INFORMATION

中小企業事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

■ 令和4年4月1日から義務化される事項

※1：事業主向け説明資料はこちら



1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

| | |
|--------|--|
| 何を？ | <p>①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行</p> <p>①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施</p> <p>②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置）</p> <p>③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供</p> <p>④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知</p> |
| 具体的には？ | <p>①「研修」 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。</p> <p>②「相談体制の整備」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。</p> <p>③「自社の育児取得事例の提供」 自社の育児取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。</p> <p>提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。</p> <p>④「制度と育児取得促進に関する方針の周知」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。</p> |

2 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式例はこちら



令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

| | |
|--------|---|
| 誰に？ | （本人または配偶者の）妊娠・出産の申し出をした労働者 |
| 何を？ | <p>①～④全てを行ってください。産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象</p> <p>① 育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など）</p> <p>② 育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など）</p> <p>③ 育児休業給付に関すること（例：制度の内容など）</p> <p>④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い</p> |
| いつ？ | 妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合▶出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照※1 |
| どうやって？ | ①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る） |

■ 就業規則の変更

・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

規定例はこちら



第1弾「令和4年4月1日」までに就業規則の変更が必要です！

有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。
就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。



具体例（現行の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

- 育児休業
 - (1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
 - (1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
 - (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

INFORMATION

第2弾「令和4年10月1日」までに就業規則の変更が必要です！

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（➡）

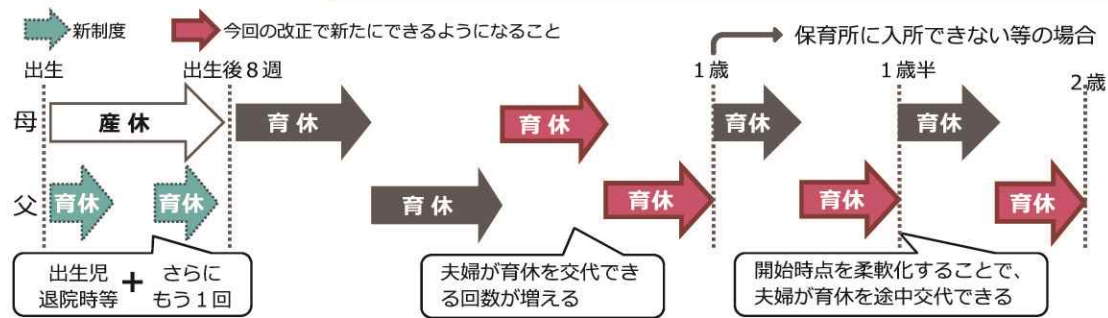
規定例はこちら



| | |
|-------------|---|
| 対象期間／取得可能日数 | 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能 |
| 申し出期限 | 原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照 |
| 分割取得 | 2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり） |
| 休業中の就業 | 労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照） |

育児休業制度の変更（改正後の内容）（➡）

| | |
|------------------------|--|
| 1歳までの育児休業 | 2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出） |
| 特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業 | 休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能 |



中小企業向け支援をご活用ください

ハローワークにおける求職者支援員による支援など

ハローワークでは、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援しています。求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。求人のお申し込みは、ハローワークの窓口、オンラインに加え、ハローワークから企業に訪問することも可能です。

全国のハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



両立支援等助成金（令和3年度） <https://www.mhlw.go.jp/content/000756789.pdf>

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」を支援します。令和4年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です。



| | |
|------------------------|--|
| 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金） | 育児休業や育児目的休暇を男性労働者が取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得した中小事業主等に支給。 |
| 育児休業等支援コース | 育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給。 |

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>

制度整備や育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。



イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するオンラインセミナーを令和4年3月まで毎月開催しています。また、社内研修用資料などがダウンロードできます。



お問い合わせ先 各都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



INFORMATION

令和4年4月から職場環境に関する法律等で
改正・施行されるのは？

パワーハラスメント関係の法律の改正

令和2年6月1日に改正され、**パワーハラスメント防止措置が事業主の義務**となりました。
令和4年4月からは、**中小企業も義務対象**となります。
改正の概要は厚生労働省HP「職場におけるハラスメントの防止のために」へ。



【厚生労働省HP】

女性活躍推進法の改正

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主**に拡大されます。
改正の概要は厚生労働省HP「女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）」へ。



【厚生労働省HP】

くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の改正、新たな認定制度のスタート

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。
男性の育児休業等の取得に関する基準や、女性の継続就業に関する基準が改正され、
『トライくるみん認定』が新設されます。
また新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度がスタートします。

【くるみん認定】

- ・男性の育児休業等取得率 **7%以上→10%以上**
- ・男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 **15%以上→20%以上**

【プラチナくるみん認定】

- ・男性の育児休業等取得率 **13%以上→30%以上**
- ・男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 **30%以上→50%以上**
- ・出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 **55%→70%**

【トライくるみん・新設】

- ・男性の育児休業等取得率 **7%以上**
- ・男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 **15%以上**

くるみん
助成金

くるみん認定・プラチナくるみんを取得した、中小企業主を対象に、
内閣府が助成金を支給します。

【実施期間】令和3年10月～令和9年3月末まで

【申請受付】令和3年度分の申請は受付終了しています
※令和4年度も受付予定

【助成額】上限50万円

- ①くるみん認定企業：1回の認定につき1回
- ②プラチナくるみん認定企業：1年度毎に1回
(期間中毎年度ごとに要申請)



【くるみん助成金ポータルサイトHP】

「育児休業制度等に関する相談窓口」

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に施行・義務化されることに伴い、
徳島労働局では育児休業制度等に関する「相談窓口」が設けられました。

事業主・労働者で育児休業制度等の確認は、以下の連絡先にお問い合わせください。

▼ 徳島労働局 育児休業制度等相談窓口 ▼

設置期間：令和3年11月26日～令和5年3月31日（土日・祝日・年末年始を除く）

受付時間：9時～17時

電話番号：088-652-2718

相談先：徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4F 雇用環境・均等室